

利 用 者 の た め に

I 2023年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2023年漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2023年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村 －統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象

4 調査の対象

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第5項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

5 抽出方法

海面漁業調査 令和 5 年の 11 月 1 日現在の海面漁業に係る全ての漁業経営体及び漁業協同組合。

6 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

7 調査期日

令和 5 年 11 月 1 日現在（一部の項目については、過去 1 年間（令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日）の実績）

8 調査方法

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

9 集計方法

(1) 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において行った。

(2) 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

区分	調査票配布数	有効回答数
海面漁業調査		
漁業経営体調査	67,067	65,662

注：1 「調査票配布数」とは、2018年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取り等による補正や、調査員調査における調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

10 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

II 利用上の注意

1 海面漁業の構造変化に関する統計の概要

「海面漁業の構造変化に関する統計」とは、2018年漁業センサス及び2023年漁業センサスの海面漁業調査の対象となった漁業経営体について、継続経営体、新規着業経営体に関する全国、大海区及び都道府県別の集計結果を取りまとめたものである。

2 用語等の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
継続経営体	2018年漁業センサスと2023年漁業センサスの海面漁業調査客体名簿を照合して、同一漁業地区内で世帯主氏名、事業所名又は代表者名が一致（世帯主氏名等が世代交代等により不一致であっても実質的に経営が継続しているものを含む。）し、かつ経営組織が一致した経営体をいう。
新規着業経営体	2023年漁業センサスの漁業経営体であって、継続経営体以外の経営体をいう。 なお、漁業地区をまたがって転入した経営体については、実質的に経営が継続している経営体であっても新規着業経営体としている。
休廃業経営体	2018年漁業センサスの漁業経営体であって、2023年漁業センサスの漁業経営体（継続経営体）にならなかつた経営体をいう。 なお、漁業地区をまたがって転出した経営体については、実質的に経営が継続している経営体であっても休廃業経営体としている。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）

	<p>第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。 水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 2人以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。</p>
漁業生産組合 共同経営	
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	<p>漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。</p> <p>ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。</p> <p>イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。</p> <p>なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。</p>
漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	
営んだ漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類）をいう。 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	<p>漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。</p>
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業従事役員	団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業

漁業雇われ	<p>又は陸上作業に責任のある者をいう。</p> <p>なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。</p> <p>漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。</p>
新規就業者	<p>調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかつたが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。</p>
団体経営体の責任のある者	<p>団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。</p> <p>なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。</p>
11月1日現在の海上作業従事者	<p>満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。</p> <p>なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。</p>
漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p>
無動力漁船 船外機付漁船	<p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
動力漁船	<p>推進機関を付けない漁船をいう。</p> <p>無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。</p> <p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航</p>

行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

（ア）海上養殖施設での養殖

　a 漁船を使用した養殖施設までの往復

　b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し

　c 採苗（さいびよう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

（イ）陸上養殖施設での養殖

　a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業

　b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除

　c 池又は水槽の見回り

　d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）

　e 収穫物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。

ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）

イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業

ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ

エ 悪天候時の出漁待機

オ 餌の仕入れ及び調餌作業

カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業

キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業

ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業

ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものをしてしその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。

ケ 自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

個人経営体の専兼業分類

専業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
基幹的漁業従事者	各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。
後継者	満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位として定めた地域区分をいう。 全国を9区分しており、それぞれの境界線については、大海区区分図のとおり。

3 表章記号

統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「-」：事実のないもの

4 ホームページ掲載案内

各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

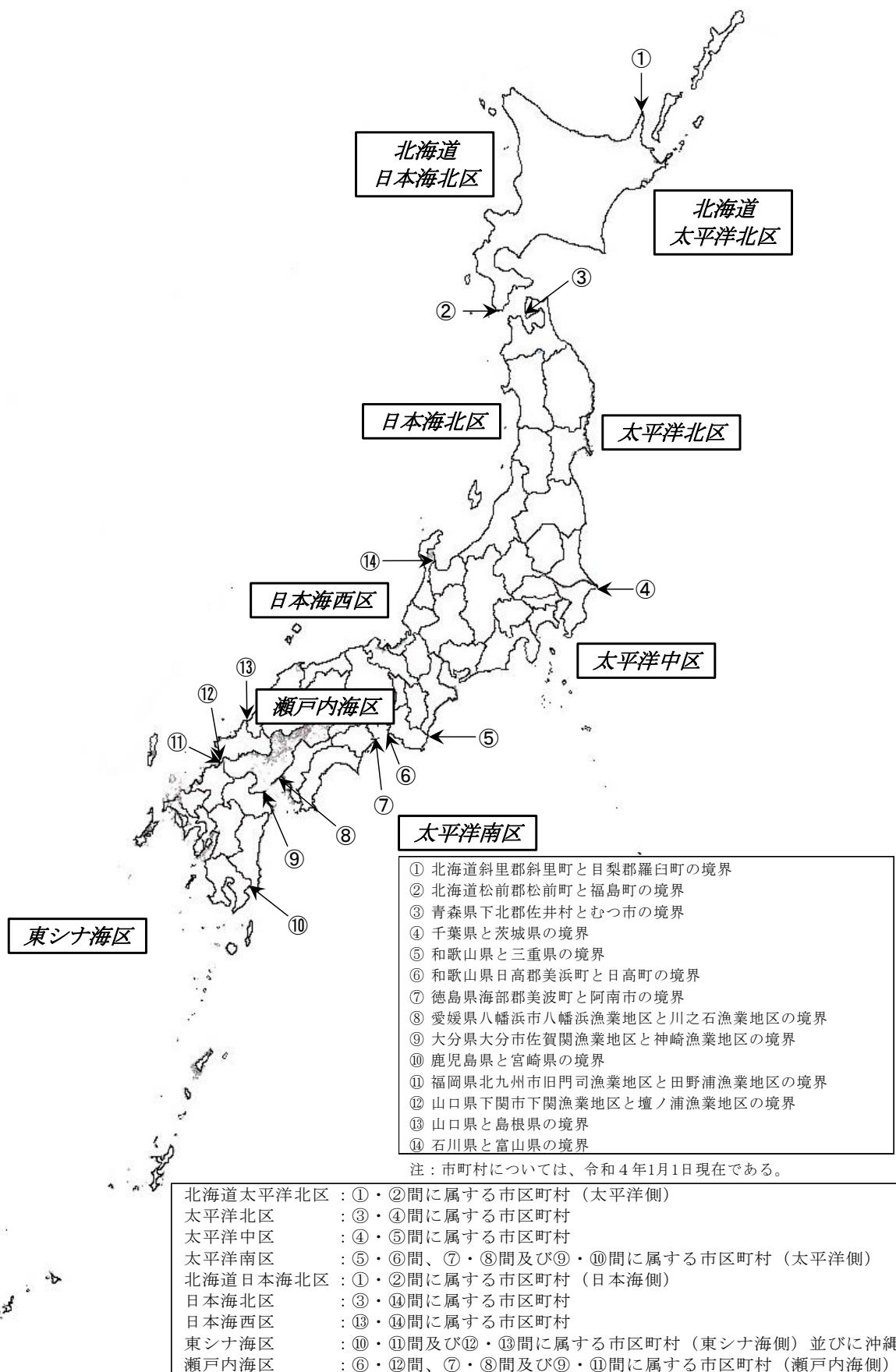
【<https://www.maff.go.jp/j/tokei/>】

この結果は、分野別分類「水産業」の「漁業センサス」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、ホームページに正誤情報を掲載します。

【<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/>】

5 大海区区分図



III 2023年漁業センサスの主な改正点

2023年漁業センサスの実施に当たっては、我が国漁業及び水産行政の動向を踏まえ、次の変更を行った。

海面漁業調査（漁業経営体調査）

- 1 輸出実態を把握するため、水産物の販売金額に占める輸出金額の割合を新たに把握した。
- 2 水産資源の持続的利用や環境に配慮した方法により漁獲・生産された水産物の水産エコラベル認証の取得状況について新たに把握した。
- 3 漁業経営体における、漁業共済及び漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）の加入状況について新たに把握した。
- 4 漁業経営体が営んだ漁業種類について、①「1 そうまき近海かつお・まぐろ」と「1 そうまきその他」を「1 そうまきその他」に統合、②「遠洋いか釣」と「近海いか釣」を「遠洋・近海いか釣」に統合、③「その他の魚類養殖」に含めていた「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離した。

IV お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3660

（直通）03-3502-8467

※ 当調査に関する御意見・御要望は、上記問い合わせのほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>】